

○土浦市インターンシップ実施要綱

平成26年7月23日告示第207号

土浦市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学生の就業意識を向上させるとともに、市政に対する理解を深めるために実施する職場体験（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学3年生若しくは4年生又は大学院1年生若しくは2年生学生で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市政に関心があり、かつ、インターンシップを積極的に行う意思を有する者として大学又は大学院（以下「大学等」という。）から推薦があった者

(2) 第8条に規定するサービスの確実な遵守が見込まれると市長が判断した者

(実習期間)

第3条 インターンシップの実習期間は、原則として毎年7月から9月までのうちの5日以上2週間以内の期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(実習生の受入手続及び決定)

第4条 在籍する学生についてインターンシップの受入れを希望する大学等は、土浦市インターンシップ受入申請書（様式第1号）に土浦市インターンシップ実習生調書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受入れの可否を決定し、土浦市インターンシップ受入決定通知書（様式第3号）により、大学等に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 市長及び大学等（以下この条において「当事者」という。）は、インターンシップの実施に当たっては、事前に市が定める協定書（以下この条において「協定書」という。）により協定を締結するものとする。この場合において、当事者は、当該協定書を各自1通ずつ保有するものとする。

(費用)

第6条 市長は、インターンシップに関する諸費用については、大学等から徴収しないこととする。

(実習生の身分等)

第7条 インターンシップを行う学生（以下「実習生」という。）については、本市の職員（以下「市職員」という。）としての身分を有しないものとする。

2 市長は、実習生に対し、報酬、賃金、手当その他一切の金品を支給しないものとする。ただし、市長が必要と認める出張に係る旅費の実費に係る費用弁償については、この限りでない。

3 実習時間は、市職員に適用される勤務時間の例によるものとする。

(サービス)

第8条 実習生は、法令等を遵守するとともに、市職員の指揮及び監督に従うものとする。

2 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(実習中の事故の責任等)

第9条 大学等又は実習生は、実習中の実習生の事故（以下「事故」という。）に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、万が一事故が発生したときは、自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等又は実習生は、市に対しその損害を賠償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 実習生が第三者（市職員を含む。以下次項において同じ。）に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わないものとする。

4 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、大学等又は実習生は、当該賠償により市が被った損害を補填するものとする。

(誓約書)

第10条 実習生は、第8条及び前条の規定の遵守について、土浦市インターンシップの実施に関する誓約書（様式第4号）を実習前に市長に提出するものとする。

（実習の中止）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

（1） 実習生が第8条に規定する服務に従わないとき。

（2） 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると市長が認めるとき。

（報告）

第12条 実習生は、実習終了後1か月以内に、土浦市インターンシップ体験報告書（様式第5号）を提出するものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

(申請先) 土浦市長

申請者 住所
大学等名
代表者氏名 印
電話番号

土浦市インターンシップ受入申請書

土浦市に対するインターンシップの受入れを希望するので、土浦市インターンシップ実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 受入れを希望する学生

ふりがな 氏名	年齢	性別	学部・学科・学年	受入希望期間
	歳			年 月 日から 年 月 日まで
	歳			年 月 日から 年 月 日まで
	歳			年 月 日から 年 月 日まで

2 大学等連絡先

担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
Eメール	

3 添付書類

土浦市インターンシップ実習生調書

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市インターンシップ受入決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土浦市インターンシップ受入申請について、土浦市インターンシップ実施要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 受入れの可否

氏名	受入れの可否	受入所属	受入期間
	可・否		年 月 日から 年 月 日まで
	可・否		年 月 日から 年 月 日まで
	可・否		年 月 日から 年 月 日まで

(受入れ否の場合、その理由)

2 その他（受入れ可の場合に限る。）

- (1) 申請者と市は、インターンシップに関する協定を締結するものとする。
- (2) 実習生は、土浦市インターンシップに関する誓約書を実習前に提出すること。
- (3) 申請者又は実習生は、実習中の実習生の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

年 月 日

（宛先）土浦市長

誓約者

大学等名

学部

学科

実習生氏名

印

土浦市インターンシップの実施に関する誓約書

私は、土浦市インターンシップ実施要綱第10条の規定に基づき、インターンシップの実施について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 法令等を遵守するとともに、土浦市職員の指揮及び監督に従います。
- 2 土浦市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしません。
- 3 実習上知り得た秘密について、実習中及び実習終了後において一切漏らしません。
- 4 実習中の事故に備え、大学等又は私が傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。
- 5 故意又は過失により土浦市に損害を与えたときは、大学等又は私が土浦市に対しその損害を賠償します。
- 6 第三者（市職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に関しては、大学等又は私が一切の責任を負います。
- 7 第三者に与えた損害等により、土浦市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、当該賠償により土浦市が被った損害を大学等又は私が補填します。

様式第 5 号 (第12条関係)

土浦市インターンシップ体験報告書

大学等名	学部・学科	氏名
受入所属	実習期間	
	年 月 日から 年 月 日まで	
主な実習内容		
所感（1,200字～1,500字程度）		

(裏面)

所感 (1, 200字～1, 500字程度)

土浦市のインターンシップに関する要望・意見等